

「米原市いじめの防止等のための基本方針」(案)の 市民のみなさんの

みんなで「いじめ」
のない明るい社会を
作ろう！



パブリックコメント

ご意見を募集します

意見の提出方法と閲覧場所

●募集期間

2月27日(金)まで

●方針案の閲覧場所

市公式ウェブサイト、市役所各庁舎・市立図書館の「市政情報プラザ」、行政サービスセンター

●提出方法

所定の様式で閲覧場所に直接提出いただくか、郵送、ファクス、電子メールで左記へ提出してください。

●提出先・お問い合わせ

総務部 人権政策課(米原庁舎)
〒521-8501
米原市下多良三丁目3番地
☎521-6029 521-4539
✉jinsui@city.maibara.lg.jp

市では、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制を強化するため、「米原市いじめ問題対策連絡協議会」を平成26年11月に設置しました。また、現在「米原市いじめの防止等のための基本方針」の策定を進めています。

全国的に課題となっているいじめ問題の背景には、高度情報化の進展、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることがあげられます。いじめの未然防止、早期発見および早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、協議会での議論などを行ってきました。

この度、方針案がまとまりましたので、市民のみなさんからのご意見を募集します。ぜひ、ご意見をお寄せください。

「米原市いじめの防止等のための基本方針」(案)の主な内容

▼いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの定義
いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るもので、絶対に許されるものではない
- (2) 策定の目的
市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す

▼いじめの防止等のために市が実施する施策

- (1) いじめの防止等のための組織の設置
① いじめ問題対策連絡協議会
② いじめ問題調査委員会
③ いじめ問題再調査委員会
- (2) 市および市教育委員会の取組
① 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり
② いじめの早期発見のための措置
③ 関係機関等との連携
④ 教職員等(各種団体指導者を含む)の資質の向上および人材の確保
⑤ 啓発活動の推進
⑥ いじめに対する措置

▼いじめの防止等のために小中学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくり
- (3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組
① いじめの防止 ② いじめの早期発見 ③ いじめの早期解決

▼重大事態への対処

- (1) 重大事態の発見と調査
① 重大事態の定義 ② 重大事態への報告 ③ 調査の趣旨および調査主体 ④ 調査結果の分析、提供および報告
- (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置
① 再調査 ② 再調査の結果を踏まえた措置等